

社会保険加入の方の退職後の健康保険と年金

退職すると、退職した翌日に今まで加入していた健康保険と厚生年金保険の資格を喪失します。退職後の健康保険と国民年金については、退職後の状況により手続き先が異なりますのでご注意願います。(被扶養配偶者等がおられる場合は、配偶者等についても手続きが必要です)

	健康保険	年金
すぐに再就職する	再就職先に確認してください	再就職先に確認してください
配偶者の扶養になる	配偶者のお勤め先に確認してください	配偶者のお勤め先に確認してください
配偶者以外の扶養になる	ご家族が会社員・公務員の場合はご家族のお勤め先に確認してください	60才未満の方は、国民年金第1号の手続きが必要です
	ご家族が自営業の場合は、国民健康保険(住所地の市区町村の国民健康保険の窓口にご相談ください)	60才未満の方は、国民年金第1号の手続きが必要です
再就職もせず扶養にもならない	国民健康保険(住所地の市区町村の国民健康保険の窓口にご相談ください)	60才未満の方は、国民年金第1号の手続きが必要です
	けんぽ協会の任意継続被保険者となる(注1) (ご自身での手続きとなります)	国民年金の手続きが必要です

(注1) 健康保険については、被保険者期間が継続して2ヶ月以上あれば、引き続き2年間個人で協会けんぽの被保険者になることができます。【任意継続】

(保険料は、退職時の健康保険料の2倍を目安にしてください。(2年間変更しません) なお任意継続の加入期間中は、国民健康保険に加入する・ご家族の被扶養者になる、という理由では途中でやめることはできません)

手続きは、退職後 **20日以内** に住所地を管轄する協会けんぽにご自身で申し込んでください。

広島県にお住まいの方は「全国健康保険協会広島支部」Tel 082-568-1011

〒732-8512 広島市東区光町 1-10-19 日本生命広島光町ビル 2F

* 月途中で退職される方(月末日まで在職しない人)の退職月の健康保険・厚生年金保険の保険料は徴収しません。健康保険証は退職日まで使用できます。厚生年金保険の保険料を納めていない月分については、厚生年金保険の加入期間に入りませんのでご注意ください。

* 国民健康保険・国民年金の手続きをする場合、今まで加入していた健康保険の資格喪失証明書の提出を求められる事があります。その場合は証明書を発行致しますので退職時の配属又は所属の社会保険事務担当までご連絡願います。